

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(総務業務センター)	15
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(道立病院管理局)	15
○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課)	15
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	16
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………	(農業施設管理課)	16
○土地改良事業の施行の同意……………	(農業施設管理課)	16
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	16
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路課)	17
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(出納局総務課)	17

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し……………	17
--------------------------------------	----

告 示

北海道告示第267号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年4月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）11台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価
 - 調達台数及び調達予定枚数 11台及び1か月当たり539,000枚
- 落札を決定した日
平成19年3月14日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

4 落札金額

- 基本料金 一式 4,510円
- 複写料金 1枚当たり 71銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年2月2日付け北海道告示第65号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第268号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年4月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 落札に係る物品等の名称 重油（J I S 1種2号）1ℓ当たりの単価
- 数量 調達予定数量 2,800,000ℓ

2 落札を決定した日

平成19年3月22日

3 落札者の氏名及び住所

- 氏 名 日東石油株式会社
- 住 所 旭川市本町2丁目

4 落札金額

52円30銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年2月9日付け北海道告示第85号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理局
- 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成19年4月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業	の	種 類	縦 覧 場 所
常 呂	基幹水利施設補修			北海道網走支庁
留辺蘂温根湯	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、農道、暗きょ、土層改良）		同	
共 和	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、客土、暗きょ）			北海道上川支庁

北海道告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年4月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事 業	の	種 類	縦 覧 場 所
幌里西	経営体育成基盤整備（区画整理、暗きょ）			北海道空知支庁
東 豊 同	（区画整理、農業用排水、客土、暗きょ）			北海道上川支庁

北海道告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、小清水町の行う土地改良（倉桑中央地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成19年4月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成19年4月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成19年4月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成19. 3.29	新十津川町	新十津川	維持管理
同	同	徳富	同
同 19. 3.30	網走市	斜 網	同
同	大空町	同	同
同	斜里町	同	同
同	清里町	同	同
同	小清水町	同	同
同	斜里町	斜里右岸	同

北海道告示第273号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年4月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年4月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路線名	北見常呂線				
3	道路の区域					
	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	
	北見市常呂町字日吉32番1地先から	前	15.94mから	582.00m	――	
	北見市常呂町字福山409番2地先まで		29.00mまで			
		後	24.38mから	582.00m	――	
			49.80mまで			

北海道告示第275号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年4月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項株式会社アイビスの事項の次に次の1事項を加える。

大津 雅雄 平成19. 3.30 日高支庁売店

支 庁 告 示

北海道胆振支庁告示第14号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年4月10日

北海道胆振支庁長 佐 藤 功

1 住 所 苫小牧市明徳町1丁目23番7号

2	商号又は名称	東星工研長崎
3	氏 名	長崎 廣之
4	登 録 番 号	北海道知事(3)胆第00401号
5	登録取消年月日	平成19年3月30日

